

学校法人 村上学園 専門学校日本医科学大学校防災管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人村上学園 専門学校日本医科学大学校（以下「本校」という。）における災害を未然に防止し、災害が発生した場合の災害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図る（以下「防災」という。）ために必要な事項並びに地域貢献のため本校以外において発生した災害に対し本校のとるべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 災害：暴風、豪雨、地震、その他の自然災害又は大規模な火事、爆発若しくは放射性物質の大量の放出、航空機事故、その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 基本マニュアル：専門学校日本医科学大学校危機管理基本マニュアルをいう。

(教職員の心得)

第3条 教職員は、災害が発生した場合には、関係の法令及びこの規程並びに学科等の定めに従い、その役割に応じ職員及び学生等の安全及び正常な教育研究並びに被災者の救護に努めなければならない。

(平常時における防災活動)

第4条 学校長は、平常時より、基本マニュアルにより必要な措置を講じるものとする。

2. 学科等の長は、次の各号に掲げる防災活動を実施するものとする。

- (1) 情報の収集及び伝達方法の整備
- (2) 安全確保のための施設、設備及び土地並びに危険物等の整備、維持管理
- (3) 教育研究上又は災害救護等災害対策のための手引等の作成
- (4) 教職員及び学生等の安全のための教育等の実施
- (5) 災害の発生に備えた防災訓練（少なくとも年に1回）
- (6) 避難場所の整備その他の避難対策
- (7) 飲料水、食料、医薬品等の災害時に必要な物資の調達対策
- (8) その他防災に関する必要なこと。

(平常時における防災活動)

第5条 学科等の長は、当該部局等の実情に即した災害対策のため、必要に応じ、個別マニュアルを作成し、管下の教職員及び学生等にこれを周知するものとする。

(危機対策本部の設置)

第6条 学校長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害対策を講じる必

要があると判断する場合は、緊急事態の宣言を発し、速やかに危機対策本部を設置するものとする。

2. 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、基本マニュアルによるものとする。

(学科等の長が講じる措置)

第7条 学科等の長は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 災害が発生した場合、速やかに関係の官公署等に連絡させるとともに、その状況を直ちに学校長に報告し、又は報告させること。
- (2) 前号の場合にあつては、関係の官公署の指示に従うとともに、自らの判断により管下の教職員及び学生等の安全及び正常な教育研究の確保のため、最善を期すること。
- (3) 構内の安全を確保するため交通規制及び警備に関する対応を行うこと。

(避難等)

第8条 学科等の長は、教職員及び学生等の生命又は身体に危険が及ぶと予想される場合は、別に定める緊急避難場所のうち、もっとも安全な場所にそれらの者を避難させるものとする。

2. 学科等の長は、被災した教職員及び学生等の避難場所として学内の安全な施設を可能な限り利用に供するものとする。

(安否の確認)

第9条 学科等の長は、教職員及び学生等の安否の確認を、電話又はその他の手段を講じて速やかに行うものとする。

(応急措置)

第10条 学科等の長は、災害による行方不明者及び負傷者の発見に努めるとともに、負傷者の救護に必要な措置を講じるものとする。

2. 学科等の長は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を講ずるものとする。
3. 前2項の措置を講じる場合においては、二次災害の防止に注意を払うものとする。

(学長の判断による緊急の措置)

第11条 極めて緊急を要する場合には、学校長又はあらかじめその委任を受けた者は自らの判断に基づき、適宜の措置を講じるものとする。この場合において、学校長は、その事案の対処の終了後に役員会又は危機対策本部に報告するものとする。

(避難住民の受入れ)

第12条 学校長は、別に定める地方公共団体等からあらかじめ近隣の住民の避難所として指定された施設等の提供の要請があつたときは、速やかにこれを提供するものとする。

2. 学校長は、地方公共団体から緊急避難所として前項以外の施設等の提供の要請があったときは、当該施設等を管理する学科等の長と協議の上、可能な限り当該施設等を提供するものとする。
3. 学科等の長は、近隣の住民が緊急避難してきた場合には、一時的に当該学科等の適当な施設等を緊急避難場所として提供することができる。
4. 前項により、緊急避難場所として提供した場合には、学科等の長は、直ちに学校長に報告し、その指示を仰ぐものとする。

(学外への施設等の提供・派遣)

第13条 学校長は、関係機関等から被災地域における人命救助その他の救援活動のため施設等の提供の要請があったときは、当該施設等を管理する学科等の長と協議の上、可能な限り当該施設等を提供するものとする。

2. 学校長は、関係機関等から医療スタッフその他災害救護に必要な組織の編成及びその派遣について要請があったときは、当該教職員の属する学科等の長と協議の上、可能な限り協力を行うものとする。

(生命維持等に関する業務)

第14条 学校長は、電気、ガス、水道その他のライフラインの確保及び早期復旧に努めるものとする。

(災害復旧)

第15条 学科等の長は、速やかに教育、研究を回復させるため、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 学生等に対する教育環境の整備
- (2) 教職員に対する勤務環境の整備
- (3) 施設、設備及び土地の復旧
- (4) 備品等の調達及び修繕
- (5) その他災害復旧に必要な事項

(二次災害の防止)

第16条 学科等の長は、災害復旧に当たっては、崖崩れ、建物等の倒壊等のおそれのある危険区域の発見に努めるとともに、状況に応じて立ち入り禁止等の安全措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教職員会議及び学校運営会議の議を経て、本校経営会議の承認を得るものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、防災に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。